

令和5年5月9日

公益社団法人 釜石地区法人会
会長 新里 進 様

釜石税務署長
郡 晴 雅



令和5年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する協力依頼について

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、インボイス制度が開始となる令和5年10月まで残り約5か月と迫っています。

今般、令和5年度税制改正にインボイス制度の円滑な開始に向けた負担軽減措置等が盛り込まれたところであり、当局といたしましても、改正の趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携しながら、幅広い事業者の裾野を意識した周知・広報と登録の可否を検討される事業者への寄り添った対応に取り組むこととしております。

貴会におかれましても、引き続き、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、下記事項について、会員の皆様に周知いただきますようご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 令和5年度税制改正の周知について

国税庁においては、令和5年4月以降順次、事業者（※）の皆様へ令和5年度税制改正を案内するダイレクトメールの発送及びe-Taxのメッセージボックスへのメッセージ格納（以下「DM等」といいます。）を実施しておりますので、ご承知おきください。

なお、DM等では、別添1「インボイス制度に関する改正について」を同封（又はご案内）しておりますので、ご参照ください。

※ DM等の送付先

- ・ 既にインボイス発行事業者の登録を受けている方
- ・ 登録を受けていない方のうち、「法人」、「事業所得等について所得税の確定申告を行ったことがある方」など

2 事業者への個別相談対応について

税務署では、登録の要否を検討している事業者の皆様を対象に、毎月開催している説明会に併せて、登録の考え方や必要な情報等を個別にご案内する「登録要否相談会」を開催することとし、①国税庁ホームページへの掲載、②DM等によるご案内、③税務署からのお知らせチラシ等で周知を予定しております。会員の皆様におかれましても、ご参加いただく場合は、最寄りの税務署までお問合せください（別添2「インボイス制度 令和5年10月スタート」説明会日程QRコード参照）。

また、各省庁においても、事業者の皆様が抱える様々な疑問やお悩みに対応するため、各種補助金や下請法・独占禁止法等に関する相談窓口を設けております。事業者の皆様が、相談の内容に応じて相談先をご確認いただけるよう、別添3「相談窓口一覧表」を作成し国税庁ホームページに掲載しましたので、会員の皆様におかれましても、インボイス制度への対応に当たって、是非ご活用ください。

3 登録を予定している事業者への早期登録申請等のご案内

登録を受けるためには、登録申請が必要です。申請後、登録までには一定の期間を要します。さらに、登録後は、取引先との情報共有やインボイスの発行準備もございます。登録を予定されている会員の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

なお、登録申請に当たりましては、登録までの期間（※）が短く、通知書の紛失リスクのないe-Taxでの申請・受領をお願いいたします。

※ 平均的な登録申請書の処理期間については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」へ掲載しております。

4 周知・広報への協力依頼について

今後、税務署から前記の令和5年度税制改正や説明会・登録要否相談会等に関するリーフレット等の広報素材を提供させていただきますので、広報誌への掲載、窓口への備付け、会員の皆様が参集する機会での配布などにご協力いただきますようお願いいたします。

また、貴会において、インボイス制度説明会を積極的に開催していただくようお願いします。このほか、会員の皆様が多く集まる総会や会合などにおいて、インボイス制度や改正事項の説明が必要な場合には、税務署からの講師派遣も行っておりますので、ご相談ください。

○ ご参考

国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」には、様々なコンテンツをご用意しております。ぜひご覧ください。

☆ インボイス制度について、分かりやすく動画で解説しています。

（フワちゃんと学ぼう！インボイス制度）

☆ 登録を受けるべきか悩んでいる方へ、チェックシートや相談窓口をご紹介します。



<国税庁HP>